

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を制定することについて

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により制定するものであります。

- (1) 介護保険法の一部改正により、本市において指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の基本方針、事業者の指定要件等を定める必要が生じたこと。
- (2) 応益負担の観点から指定居宅介護支援事業者からの指定申請及び指定の更新申請の事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の基本方針等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第4条 指定居宅介護支援事業者の指定の申請に係る法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(手数料)

第5条 法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、その申請1件について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 指定居宅介護支援事業者の指定の申請手数料 20,000円

(2) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新申請手数料 10,000円

2 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由がある
と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された手数料は、還付しない。

(準用)

第6条 第3条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例施行規則制
定案要綱

1 施行規則に規定する内容

- (1) 居宅介護支援の人員及び運営に関する基準
- (2) 事業者の指定申請に係る手続等
- (3) 本市が行う事業者に対する指導及び監査についての方法等

2 指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準の主な内容（厚生労働省令に準じた内容）

(1) 人員に関する基準

- ア 利用者の数 35 に対し、1 以上の員数の常勤の介護支援専門員を置かなければならないこと。
- イ 管理者として常勤の主任介護支援専門員を置かなければならないこと。

(2) 運営に関する基準

- ア 利用申込者又はその家族にあらかじめ重要事項の説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- イ 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないこと。
- ウ 適切なサービスの提供が困難な場合、他の事業者の紹介その他の必要な処置を講じること。
- エ 被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認すること。
- オ 要介護認定を申請していない利用申込者に対し、速やかに申請が行われるよう援助を行うこと。
- カ 介護支援専門員に身分を証明する書類を携帯させ、利用者等から求められた場合に提示すること。
- キ 利用料と居宅介護サービス計画費との間に不合理な差が生じないようにしなければならないこと。
- ク 利用料の支払を受けた場合は、額等を記載したサービス提供証明書を交付すること。
- ケ 利用者の要介護状態の軽減等に役立つように行われるとともに、保健医療サービスを提供する者との連携に十分配慮すること。

コ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- (ア) 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うよう状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにすること。
- (イ) 介護サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス等の利用も含めて、サービス計画に位置付けること。
- (ウ) サービス担当者と利用者の状況に関する情報を共有するとともに、サービス計画原案について意見を求めること。

サ 毎月、市町村に対してサービス計画において法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を報告すること。

シ 利用者からの申出等に応じて、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付すること。

ス 利用者が不正な行為により保険給付を受けたとき等は、遅滞なく市町村に通知すること。

セ 管理者は従業者及び業務を一元的に管理し、従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

ソ 事業の目的、運営の方針その他運営についての重要事項に係る規程を定めておくこと。

タ 適切な居宅介護支援を提供できるよう勤務体制を定め、職員の資質の向上のための研修機会を確保すること。

チ 運営に必要な広さの区画と必要な設備及び備品等を備えること。

ツ 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うこと。

テ 運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を事業所に掲示すること。

ト 正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてならないこと。

ナ 広告は、虚偽又は誇大なものであってはならないこと。

ニ 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

- (ア) 事業者及び管理者は、特定のサービス事業者によるサービスを位置付ける指示等をしてはならないこと。
- (イ) 利用者に特定の事業者等によるサービスを利用させる対償として、金品等の利益を収受してはならないこと。

ヌ 苦情処理

- (ア) 居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けたサービス等に対す

る苦情に、迅速かつ適切に対応すること。

- (イ) 苦情の内容を記録するとともに、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

ネ 利用者に居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡し、必要な処置を講じること。

ノ 事業所ごとに会計を区分するとともに、居宅介護支援と他の事業の会計とを区分すること。

ハ 居宅介護支援のサービス提供記録等を整備し、5年間保存すること。

3 基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準

基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準については、指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を準用すること。

4 事業者の指定申請に係る手続等の主な内容

- (1) 指定の申請、変更の届出等に使用する様式を定めること。
- (2) 指定等をしたときは、関係機関に対してその事業所情報の一部を提供することができること。
- (3) 指定した事業者の情報について、介護保険法の規定により公示する事項を定めること。

5 指導及び監査の方法等の主な内容

- (1) 指導の種類は、事業者を一定の場所に集めて行う集団指導及び事業所又は別に指定する場所において行う実地指導とすること。
- (2) 実地指導の方法等は、次のとおりとすること。
 - ア 事前に資料の提出を求めることができること。
 - イ 4週間前までに指導の実施を通知すること。
 - ウ 指導の結果、改善を求める事項があったときは、改善報告書を提出させること。
 - エ 指導において指摘した事項について改善が不十分なときは、再度の実地指導を行うこと。
 - オ 指導の結果、不正又は不当の事実が認められたときは、介護報酬等の返還を求めること。
- (3) 監査を実施する要件は、次のとおりとすること。

- ア 不正又は不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- イ 法又は法に基づく政令に対する重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
- エ 正当な理由なく実地指導を拒否したとき。

(4) 監査の方法等は、次のとおりとすること。

- ア 必要に応じて事業所への書面調査及び被保険者への実地調査を行うこと。
- イ 監査は、あらかじめ通知して行うこと。ただし、緊急に実施する必要があるときは、当日に通知することができること。
- ウ 監査の結果、必要と認めるときは、勧告や命令、指定の取消し等を行い、その結果を公表する等の処置を採ること。
- エ 監査の結果、不正又は不当の事実が認められたときは、介護報酬等の返還を求めること。

6 厚生労働省令に定める基準との比較

介護保険法の規定に基づき、市町村が従うべき又は参酌すべき基準を定めた厚生労働省令（以下「省令」といいます。）では、サービス提供記録の保存期間を「2年」と規定していますが、本市の施行規則では、介護報酬の返還期間である5年間に対応できるよう、その保存期間を「5年」と規定（2（2）ハ）します。

その他の基準については、省令の基準に基づき運営することで適切なサービスが提供されていることから、異なる基準を定める必要性が認められませんので、省令のとおり規定するものです。

なお、これらの内容は、平成30年3月31日まで居宅介護支援事業の指定権限を持つ神奈川県「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）」と同様です。

7 施行期日

条例の施行期日と同じ、平成30年4月1日とします。

秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨及び経緯

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となり、地域でその役割を担う介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的に関わっていくことが重要です。このため、保険者機能の強化という観点から、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により「介護保険法」の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に居宅介護支援事業者の指定に係る権限等が都道府県知事から市町村長に移譲されることとなっています。

これに伴い、現在、神奈川県条例で定められている居宅介護支援の基準について、本市の条例で定める必要が生じたものです。

2 条例で定める主な基準等

- (1) 指定を受けることができる事業者の要件
- (2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の基本方針
- (3) 指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料
- (4) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等の規則への委任

3 指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料について

- (1) 手数料徴収の考え方

指定審査等に係る審査事務が、地方自治法第 227 条に規定する特定の者のためにする事務であることを踏まえ、応益負担及び歳入確保の観点から、その事務に係る手数料を徴収するものです。

- (2) 手数料の額

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例第 15 条に規定する手数料の積算方法及び基準単価に基づき積算した額とします。

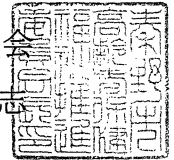


平成30年2月8日 受

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市高齢者保健福祉推進委員会

会長 丸 山 博 志



第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の案及び秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を制定することについて（答申）

平成30年2月5日付けFNo.4・0・0（甲）で諮問のありました標記の件について、本委員会において慎重に審議した結果、原案は妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、本委員会において提起された事項として、次のとおり意見を付しますので、その趣旨を十分尊重し留意されるよう要望します。

1 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の案について

- (1) 第7期計画期間を地域包括ケアシステム構築に向けた点検・評価・改善を行う重要な時期と捉え、2025年までの中長期的な視野に立ち、関係部局や関係団体等との緊密な連携を図りながら事業の推進に努められたい。
- (2) 高齢者施策については、高齢者の社会参加・生きがいづくりを促進し、地域の多様な主体が社会的役割を持って、ともに支え合う支援体制を構築するため、本市の地域特性に応じた取組の充実を図られたい。
- (3) 介護負担による離職者の減少及び介護保険事業の円滑かつ安定的な運営のため、若い世代の介護職参入を積極的に働きかけるとともに、元気高齢者や外国人を含めた多様な人材の参入促進など将来にわたる介護人材の育成及び確保に取り組まれたい。

2 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を制定することについて

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援等に市が積極的に関わっていくことが必要である。

法令改正の趣旨を踏まえ、保険者機能の強化という観点だけではなく、市民の視点に立ち、利用者の尊厳の保持及び安心、安全の確保に努めるものとし、より効果的な事業の運営に配慮されたい。



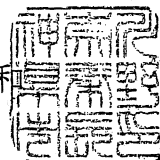
FNo. 4・0・0 (甲)

平成30年2月5日

秦野市高齢者保健福祉推進委員会

会長 丸 山 博 志 様

秦野市長 高 橋 昌 和



第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の案及び秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を制定することについて（諮問）

このことについて、貴委員会の答申をいただきたく、次のとおり諮問いたします。

1 第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の案について

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、平成30年度から32年度を計画期間とする第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の案を作成しました。

つきましては、同計画案の内容について、御検討くださるようお願いいたします。

2 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例を制定することについて

平成26年6月、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定により介護保険法が一部改正され、30年4月1日に居宅介護支援事業者の指定に係る権限等が都道府県知事から市町村長に移譲されることとなりました。

これに伴い、指定居宅介護支援事業の基本方針等について、市の条例で定めるものです。

つきましては、同条例案について、御検討くださるようお願いいたします。